

平成24年第1回堺市議会（定例会）における質疑内容

本会議（大綱質疑）

平成24年2月28日（火）

山口 典子 議員（ソレイユ堺）

（介護保険料の段階設定）

問 平成24年度からの第5期における保険料段階設定において、市民は、保険料を賦課される上で、どのようなメリットがあるのか伺いたい。

計画に関する主要な質疑の一部を抜粋したものであり、各議員において記載以外の質疑も行われました。

答 平成24年度から始まる第5期の保険料段階設定における市民の皆様のメリットとしては、① 負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定となったこと、② 低所得者対策として特例段階を設定すること、③ 課税層の段階においては合計所得金額が200万円から100万円区切りとなることを挙げることができます。

具体的にいえば、現行の8段階制から、全15段階制に改めることとし、これにより、同一の保険料段階の中での収入の格差（負担能力の格差）を小さくする効果と、さらには、たとえば合計所得金額が増えて保険料段階が上がる場合において、第4期に比べ保険料率の上がり幅を小さく抑える効果があります。

健康福祉委員会

平成24年3月12日（木）

池側 昌男 議員（自由民主党・市民クラブ）

（介護保険）

問 第4期の介護保険料は政令市で一番高額であるが、第5期の保険料基準額は、政令市の中でどのような位置にあるのか。

答 各政令市においても、現在、第5期の介護保険料の改定等に係る条例改正案を上程中であり、未だ保険料は確定しておりませんが、上程している介護保険料基準額（案）を調べましたところ、現状では政令市で一番高い介護保険料であったものが、第5期では政令市中8番目となる見込みであります。

問 本市の介護保険料は、他の政令市に比べ、上昇率はおよそ半分であり、また、被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう所得段階の更なる細分化をしてくれており、当局の努力は大いに評価できる。また、その保険料段階設定の中で、低所得者に対する配慮も行っているが、介護保険料が増額することは避けられなかった。そこで、生活困窮者に対する保険料の減免制度、いわゆる「困窮者減免」について、その減免制度の拡充は考えていないのか。

答 「困窮者減免」制度につきましては、平成13年度の制度創設以来、減免対象基準は、変更していません。

一方、高齢化の進展に伴い介護保険料は、第2期（平成15年度から17年度まで）、第3期（平成18年度から20年度まで）と増加し、第4期（平成21年度から23年度まで）は少し下がったものの、第5期はまた増加することとなりますので、「困窮者減免」基準の一つである収入要件につきましては、現在、現行の96万円からもう少し高額に設定し直し、減免制度の拡充を図る方向で検討しているところでございます。

※24年度から減免制度の拡充を実施することを決定しました。

田中 浩美 議員（日本共産党堺市議会議員団）

（介護施策）

問 特養の待機者数が多いが、その解消に向けて、堺市としての対応は行うのか伺いたい。
※本市では、特養の入所の必要性・緊急性の高い要介護3～5の入所待機者は、平成23年4月1日現在で771人と算出しています。

答 待機者の解消を図るため、平成24年度から平成26年度までの新計画では、特別養護老人ホームを中心に整備を進めることとしています。その内容として、地域密着型のいわゆる小規模特養も含めて、合計516床の特別養護老人ホームを整備するとともに、グループホームについても、144床を整備することとしています。

なお、ショートステイについては、特養を新設する場合、ショートステイを併設することが通常であるため、特養の整備がショートステイの充実にも繋がるものと考えています。

小堀 清次 議員（ソレイユ堺）

（堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

問 施設等の整備計画について、地域偏在のある現状を考慮し、どのように検討しているのか。まず、南区に不足していると思われる施設（特別養護老人ホーム、グループホーム）の整備についてはどのように考えているか。

答 （平成24年度から平成26年度までの新計画期間における施設整備（特養、小規模特養及びグループホーム 計660床）についての説明を実施。）

660床の施設等につきましては、公募により整備を図ることとなりますが、そので、施設の地域偏在を解消する観点から、委員ご指摘の南区をはじめ、整備の進まない区や日常生活圏域への施設整備の提案、既存の特養等に近接していない立地で提案等について一定評価する方向で、公募における選考基準を策定することを考えているところでございます。

問 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の誘導については、どのように考えているか。

答 地域密着型の新サービスである24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者指定におきましては、本市では、これに類する夜間対応型訪問介護への事業者参入が全くなく、新サービスに参入する事業者の確保や、よりよい事業者を選定することが課題になっております。今般の介護保険法改正により、最長6年の期間を定めて事業所を公募できる規定が新設され、その期間は新たな事業者参入が自由にできないことから、公募で指定された事業者は、その期間、利用者の確保などの点で安定した事業運営が可能になるなど、事業者の支援に繋がる利点があります。新計画の目玉でもある、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護に参入する事業者の確保や、よりよい事業者を選定するため、この公募指定の規定を利用し、事業所の公募、指定を行う方向で考えているところでございます。